

(講習の登録の取消し等)
 第三十三條 国土交通大臣は、登録講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第九條第一項第二号及び第三号並びに同条第二項第二号の登録を取消し、又は期間を定めて登録講習に関する業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
 一 第二十二條第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
 二 第二十六條から第二十八條まで、第二十九條第一項又は次条の規定に違反したとき。
 三 正当な理由がないのに第二十九條第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
 四 前二條の規定による命令に違反したとき。
 五 不正な手段により第九條第一項第二号及び第三号並びに同条第二項第二号の登録を受けたとき。

(帳簿の記載等)
 第三十四條 登録講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、これを登録講習の終了後二年間保存しなければならない。
 一 登録講習の受講料の収納に関する事項
 二 登録講習の受講の申請の受理に関する事項
 三 登録講習の修了証明書等の交付及び再交付に関する事項
 四 その他登録講習の実施状況に関する事項
 2 登録講習実施機関は、登録講習の受講申請書及びその添付書類を備え、登録講習の終了後二年間これを保存しなければならない。
 (報告の徴収)
 第三十五條 国土交通大臣は、登録講習の実施のため必要な限度において、登録講習実施機関に対し、登録講習事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

(公示)
 第三十六條 国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。
 一 第九條第一項第二号及び第三号並びに同条第二項第二号の登録をしたとき。
 二 第二十六條の規定による届出があつたとき。
 三 第二十八條の規定による届出があつたとき。
 四 第三十三條の規定により第九條第一項第二号及び第三号並びに同条第二項第二号の登録を取り消し、又は業務の停止を命じたとき。
 別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。
 別表第二(第二十五條関係)

一	船舶の設計に関する基本事項	十四時間	一回	二時間
二	船舶の基本設計の手順及び方法	二十一時間	一回	三時間
三	船舶の構造設計の手順及び方法	十四時間	一回	二時間
四	船舶の製造及び修繕に関する工程管理、品質管理その他技術上の管理	二十一時間	一回	三時間
五	船舶の製造及び修繕に関する工作(艤装に関するものを除く)の手順及び方法	十四時間	一回	二時間
六	船舶の艤装に関する設計及び工作の手順及び方法	二十一時間	一回	三時間
七	船舶の製造及び修繕に関する法律制度	二十一時間	一回	二時間

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正)
 第八條 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則(昭和四十六年運輸省令第三十八号)の一部を次のように改正する。
 目次中「第十二條の二十一」を「第十二條の三十一」に、「第十二條の二十二」を「第十二條の三十二」に、「第十二條の二十三」を「第十二條の四十二」に改める。
 第十二條の六第一項中「国土交通大臣が定める講習」を「次に掲げる講習」に改め、同条第一項に次の各号を加える。
 一 第十二條の七及び第十二條の八の規定により国土交通大臣の登録を受けた講習(以下「登録消防講習」という。)
 二 第十二條の二十二及び第十二條の二十三の規定により国土交通大臣の登録を受けた講習(以下「登録学科講習」という。)
 第十二條の六第二項及び第三項を削る。
 第十二條の二十二を第十二條の四十二とし、第十二條の七から第十二條の二十までを二十条ずつ繰り下げる。
 第十二條の六の次に次の二十条を加える。
 (消防講習の登録)
 第十二條の七 前条第一号の登録は、登録消防講習を行おうとする者の申請により行う。
 2 前条第一号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
 一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 二 登録を受けようとする者が登録消防講習の実施に関する事務(以下「登録消防講習事務」という。)を行おうとする事務所の名称及び所在地
 三 登録を受けようとする者が登録消防講習事務を開始しようとする日
 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類
 イ 定款又は寄付行為及び登記簿の謄本
 ロ 役員の名簿、住所及び経歴を記載した書類
 二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書
 三 講習に用いる別表第一に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類
 四 講師の氏名及び経歴を記載した書類
 五 講師が、次条第一項第三号に該当する者であることを証する書類
 六 登録を受けようとする者が、次条第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類
 (登録の要件等)
 第十二條の八 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。
 一 別表第一に掲げる機械器具その他の設備を用いて講習が行われるものであること。
 二 次に掲げる科目について行われるものであること。
 イ 有害液体物質火災消防実習
 ロ 流出有害液体物質処理実習
 三 前号に掲げる科目にあつては、三級海技士(航海)若しくは三級海技士(機関)の資格若しくはこれらより上級の資格についての免許を有する者であつて、当該免許を受けた後一年以上船舶職員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者で、有害液体物質に関する研究又は実務に二年以上従事した経験を有するものが講師として講習の業務に従事するものであること。

(登録の要件等)
 第十二條の八 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。
 一 別表第一に掲げる機械器具その他の設備を用いて講習が行われるものであること。
 二 次に掲げる科目について行われるものであること。
 イ 有害液体物質火災消防実習
 ロ 流出有害液体物質処理実習
 三 前号に掲げる科目にあつては、三級海技士(航海)若しくは三級海技士(機関)の資格若しくはこれらより上級の資格についての免許を有する者であつて、当該免許を受けた後一年以上船舶職員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者で、有害液体物質に関する研究又は実務に二年以上従事した経験を有するものが講師として講習の業務に従事するものであること。